

【記載例】（1台のみ申請の場合）

年 月 日

国 土 交 通 省
環 境 省 殿

氏名又は名称 ○○運送株式会社
住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
代 表 者 氏 名 代表取締役社長 ○○○○ 印

基準適合表示交付申請書

下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 5（1）
6（1）の規定によ
り、申請します。

記

1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車

- | | |
|------------------|---------------|
| （1）自動車登録番号又は車両番号 | 東京○○○あ○○○○ |
| （2）初度登録年月 | 平成○○年○月 |
| （3）自動車の種別 | 普通 |
| （4）用途 | 貨物 |
| （5）自家用・事業用の別 | 事業用 |
| （6）車両総重量 | ○○○○ k g |
| （7）車台番号 | ○○○○○-○○○○○○○ |
| （8）型式 | ○○-○○○○○ |
| （9）燃料の種類 | 軽油 |

2. 添付書類

基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し

連絡先（担当者名）	○○○○○	（電話）	03-XXXX-XXXX	（FAX）	03-XXXX-XXXX
（メールアドレス）	XXX@XXX.XX.XX				
送付先（郵便番号）	***-****	（住所）	東京都千代田区霞が関 2-1-3		

【注 意】

- 基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。
- 送付先の住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、連絡先・送付先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車交通局技術安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。
- 基準適合表示交付要領 7（5）の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記 1 の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。

【記載例】（複数台数の場合）

年 月 日

国 土 交 通 省
環 境 省 殿

氏名又は名称 ○○運送株式会社
住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
代 表 者 氏 名 代表取締役社長 ○○○○ 印

基準適合表示交付申請書

下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 5（1）の規定により、申請します。
6（1）

記

1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車

- （1）自動車登録番号又は車両番号
- （2）初度登録年月
- （3）自動車の種別
- （4）用途
- （5）自家用・事業用の別 **（別紙一覧表のとおり）**
- （6）車両総重量
- （7）車台番号
- （8）型式
- （9）燃料の種類

2. 添付書類

基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し

連絡先（担当者名）○○○○○ （電話）03-XXXX-XXXX （FAX）03-XXXX-XXXX
（メールアドレス）XXX@XXX.XX.XX
送付先（郵便番号）***-**** （住所）東京都千代田区霞が関 2-1-3

【注 意】

- 基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。
- 送付先の住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、連絡先・送付先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車交通局技術安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。
- 基準適合表示交付要領 7（5）の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記 1 の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。